

令和7年5月30日
京都市子ども若者はぐくみ局
子ども若者未来部育成推進課

「令和7年度 京都市児童館・学童保育所指定管理者募集要項」に係る質疑及び回答

質問事項について、次のとおり回答します。

No.	分類	質問	回答
1	児童館 ・ 学童 保育所	様式12について 申請施設が第三者評価を過去に受診している場合でも、あくまで法人として直近で受けた同種施設の評価結果について記載するという理解でよろしいでしょうか。	「1」については、法人における過去3年間の外部評価の受診状況をご記載ください。 「2」については、法人として過去3年間に外部評価を受診している場合、直近で受診した施設の評価結果をご記載ください。 「3」については、申請施設でこれまでに外部評価を受診している場合、評価の概要をご記載ください。なお、「2」に記載の施設が申請施設と同一である場合、「3」にはその旨をご記載ください。
2	児童館 ・ 学童 保育所	様式12について 「2（4）」は、申請施設の運営を想定した上で「（3）」の改善点を記載するという理解でよろしいでしょうか。	「（3）」については、実際に外部評価を受診した施設に関する改善点をご記載ください。また、申請施設においても改善点を反映している場合は、その内容が分かるようにご記載ください。
3	児童館 ・ 学童 保育所	様式12について 「3」は、直近で受診した施設が申請施設であった場合のみ、記載するという理解でよろしいでしょうか。	直近の状況に関わらず、申請施設でこれまでに外部評価を受診している場合は、評価の概要をご記載ください。当該施設が一度も受診していない場合は空欄でご提出ください。

4	児童館 ・ 学童 保育所	<p>児童館・学童保育所の公募について、募集要項（8 業務の概要及び運営に係る基本事項（7））において、委託料の額は「人件費及び事業費の合計から利用料金を差し引いた額を目安」と記載されていますが、この算定に当たっては国の子ども・子育て支援交付金と同等の基準額が設けられていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>もししくは、市独自の交付要綱等がございますでしょうか（例：保育の充実を図るべく、要綱に記載の職員配置基準以上の人数を配置すると人件費が自ずと上がりますが、この場合、委託料も増加することが想定されますが、その上限をご教示いただけますと幸いです）。</p>	<p>本市では、児童館・学童保育所における基本的な職員配置に必要な委託料を算定するため、委託料算定基準を設けており、当該基準に基づき算定した人件費相当額は、国の補助基準額を上回っている状況にあります。</p> <p>なお、本市が定める職員配置基準以上の人数を配置された場合の委託料の増加については、障害のある児童の受け入れ等を除き、基本的には行っておりません。</p>
5	児童館 ・ 学童 保育所	<p>上記に関連して、昨年度より支援員資格を有している常勤職員を複数配置した場合に、補助基準額が増額されることになっておりますが、貴市においてもそのことを加味された委託料となつておりますでしょうか。</p>	<p>令和6年度の子ども・子育て支援交付金交付要綱の見直しを受け、本市においても、令和7年度から常勤職員2名配置に係る事業費加算を新たに設けております。</p>
6	学童 保育所	<p>学童保育所の公募形態について、今回の公募は施設ごとの公募ということでおよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	学童 保育所	<p>学童保育所の開館時間が午前10時からあるが、児童が利用しない時間は複数クラスある施設も各クラスに2名の職員を配置しているかご教示ください。</p>	<p>実際の職員配置の運用について本市では把握しておりませんが、児童を受け入れる時間帯については、基準条例第11条（放課後児童健全育成事業基準省令第10条）の規定に基づく職員配置を行っていただく必要があります。</p>
8	児童館 ・ 学童 保育所	<p>午後6時以降や土曜日など、児童の利用数が少ない時間においては、複数クラスある施設でも、1クラスに集約しての職員配置及び運営は可能か御教示ください。</p>	<p>可能です。ただし、現行の委託料の積算上、上半期及び下半期に分けてクラスごとの開所日を照会し、開所日が250日未満となる場合は、委託料を減額調整する仕組みを設けています。そのため、1クラスに集約して運営し、他のクラスについて職員配置を行わない場合は、当該クラスは開所日として取り扱うこととはできませんのでご留意ください。</p>

9	児童館 ・ 学童 保育所	現指定管理者は、保護者負担金の徴収のみで、利用児童の入所判定は行っているかご教示ください。	保護者負担金の算定・徴収のほか、利用児童の入所判定等についても行っています。
10	学童 保育所	各学童保育所での所長、常勤職員、非常勤職員の雇用条件（月給・時給、各種手当、賞与など）を可能な範囲でご教示ください。	職員の待遇面については、委託先の運営団体において決定いたします。 なお、人件費等の検討に当たっては、募集要項の令和5年度委託料積算内訳（別表4）でお示ししている金額を参考にしていただけだと存じます。
11	児童館 ・ 学童 保育所	指定管理者が変更となった場合の職員の引継ぎ要件などがございましたらご教示ください。	指定管理業務の引継ぎについては、施設の管理業務が遅滞なく円滑に実施されるよう、現指定管理者と後任の指定管理者との間で適切に実施していただくこととなります。
12	学童 保育所	各学童保育所の加配対象児童の数及び加配職員（障がい児加配及び追加配置）の配置状況をご教示ください。	本市では障害のある児童を受け入れた場合の委託料の加算を行っておりますが、実際の職員の配置状況に関しては、委託先の運営団体において決定いただいておりますので、本市では把握しておりません。 児童の受入状況については年度ごとに変動もあり、施設ごとの障害のある児童の受入れ数については、回答を差し控えさせていただきます。
13	児童館 ・ 学童 保育所	障がい児加配職員の配置における人件費については、令和5年度委託料積算内訳に含まれているか御教示ください。また、運営開始後加配職員の人件費が予算以上となった場合、追加での委託料精算は可能かご教示ください。	事業費の中に含まれています。また、障害のある児童の受け入れに係る委託料の加算については、上半期及び下半期に分けて実際の児童の受入状況等を確認したうえで、加算額を決定しております。